

自立支援教育訓練給付金事業を検討されている方へ

(雇用保険制度による一般教育訓練給付の受給資格の判定について)

春日部市 こども政策課

一定期間働いていた雇用保険の一般被保険者等(在職者)、またはそうであった方(離職者)については、雇用保険制度による一般教育訓練給付の対象者となる場合があるため、春日部市における自立支援教育訓練給付金を利用する際には、ハローワークで一般教育訓練給付の支給要件(受給資格)について照会をしていただきます。

以下の項目を参考として、支給要件(受給資格)の有無を確認してください。

《雇用保険制度による一般教育訓練給付の受給資格がある方の要件》

※下記のいずれかに該当する場合は、雇用保険制度による一般教育訓練給付の受給資格がある場合があります。

No	雇用保険制度による一般教育訓練給付の支給要件	備考
1	現在の会社など(パートタイマーや契約社員を含む)で3年以上就業(雇用保険の被保険者等として雇用された期間が3年以上)している。	初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方の就業期間(雇用保険の被保険者等として雇用された期間)については、当分の間1年以上。
2	3年以上就業(雇用保険の被保険者等として雇用された期間が3年以上)して会社など(パートタイマーや契約社員を含む)を辞めたが、離職してから1年以内である。	
3	現在の会社など(パートタイマーや契約社員を含む)では3年未満だが、前職と合わせれば3年以上就業(雇用保険の被保険者等としての雇用された期間が3年以上)している。 ※ただし、前職から現職への再就職までの期間が1年以上経過している場合は資格がありません。	

《上記だけではわからない場合》

本人の住所を管轄するハローワークで確認してください。

※ハローワークにて「教育訓練給付金支給要件照会票」に必要事項を記入のうえ、請求・確認をお願いいたします。(本人であることが確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカード、住民票、国民健康保険被保険者証、印鑑証明書、雇用保険受給者資格証のいずれか。いずれもコピー可)をご持参ください。)

春日部公共職業安定所(ハローワーク春日部)

〒344-0036 春日部市下大増新田6-1-3

TEL 048-736-7611 (音声案内 11#)

管轄区域: 春日部市、久喜市、幸手市、白岡市、杉戸町、宮代町

